

## 登別市自殺対策推進本部設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、庁内各部局が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、関係各部の部長等を構成員とする登別市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 登別市自殺対策行動計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策について必要な関係部局相互の調整に関すること。
- (3) その他登別市における自殺対策の推進のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、観光経済部長、都市整備部長、消防長、教育部長をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外のものを出席させることができる。

### (登別市自殺対策庁内連絡会)

第6条 自殺対策の円滑な推進を図るため、本部に登別市自殺対策庁内連絡会を置く。

- 2 委員は、別表に掲げるグループに属する職員をもって充てる。

### (事務局)

第7条 本部の連絡調整及び庶務を処理するため、事務局を保健福祉部健康推進グループに置く。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

別表（第6条関係）

部等	グループ
総務部	人事・行政管理グループ
市民生活部	市民サービスグループ 税務グループ
保健福祉部	社会福祉グループ 子育てグループ 健康推進グループ 高齢・介護グループ 障がい福祉グループ 国民健康保険グループ
観光経済部	商工労政グループ
消防本部	総務グループ
教育部	学校教育グループ
	その他本部長が必要と認めるグループ